和経第 229-5 号 令和5年11月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泊町長

市町村名		和泊町
(市町村コード)		(46533)
地域名		谷山字
(地域内農業集落名)		(谷山)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和5年7月27日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、耕地面積は比較的広いものの中心となる経営体数は入作者も含め 10人程である。将来において 3.49haの農地が足りない状況である。課題は、集落の活性化を図るためにも新規就農者の確保が急務である。 農業者:9経営体、認定農業者数:3経営体

主な作物:サトウキビ,バレイショ,花き(ソリダゴ,キク)

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在, 主にサトウキビ, バレイショ, 花きの栽培が行われているが, サトウキビの栽培が拡大傾向にある。また, 農地の集約化が進む一方で, 担い手が少なく, 1人当たりの耕地面積及び栽培管理作業の負担が大きいことから, スマート農業の普及や組織化を推進し, 作業の省力化及び地域一体となった集落営農の体制構築を図る。 また, 地域コミュニティーの活性化のため, 地域内から農地を利用する者を確保し, 担い手への農地の集約化に配慮しつつ, 農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう必要な条件整備等を実施し, 地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	99.4 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積,集約化の方針					
	農地中間管理機構を活用して,認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに,担い手への農地集積を進める。併せて,農地中間管理機構の活用,畑かん施設の更新事業整備,集落内での話し合いの充実を図る。また,農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか,地域の担い手への農地集積を積極的に推進し,新規就農者の確保を促進することにより対応していく。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的にではあるが集約化を 進める。					
(3)基盤整備事業への取組方針						
	担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のため必要ヶ所への基盤整備等を実施する。					
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	町や県、JA等と連携し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から 定着まで切れ目のない取り組みを展開する。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	サトウキビ栽培における管理作業及びハーベスタによる収穫作業の委託を行う。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ ① 1 鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 □					
	【選択した上記の取組方針】					
	①猟友会等と連携したカラス・キジによる農作物被害の軽減を図る。 ③農薬散布における農業用ドローンの普及により、農作業の省力化を図る。 ⑦水・土・里サークル事業を活用して、環境保全と農地管理に努める。 ⑧園芸施設(平張施設・ビニールハウス)及び畑地かんがい施設の整備を進める。					